

防ごう消費者被害 あなたの見守りが高齢者の 消費者被害を防ぎます

担当 広聴人権課

☎046(252)8087
FAX 046(252)0220

不要な高額商品を購入する契約をしてしまうなど、高齢者の消費者被害が増えています。被害を防ぐには、本人が気を付けるだけでなく、周囲が生活や会話の小さな変化に気付くことも重要です。

小さな変化の例

◆隠し事が多くなり、あまり話をしながらない
すでに被害に遭っている場合、恥ずかしいと感じたり、周りに迷惑を掛けたくないなどと悩んでいる可能性があります。

◆羽振りがよくなった・お金を使わなくなった
お金の使い方に変化があった場合は注意しましょう。急に現金を使わなくなると、

生活センターなどの相談先または警察署に相談しましょう。また、緊急の場合は110を使いましょう。

困ったり悩んでいたなら 消費生活センターへ

市消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

【市消費生活センター】

○相談時間 月曜～金曜日（年末年始、祝・休日を除く）午前9時30分～正午、午後1時～4時。偶数月の第2水曜日は午後のみ
○相談方法 電話または直接同センターへ（市役所1階広聴人権課内）
☎046(252)8490
上記の時間外は消費者ホットライン（☎188）、緊急時には警察☎110へ相談をしましょう。

国民健康保険高額療養費 （外来年間合算）の申請

担当 国保年金課

☎046(252)7672
FAX 046(252)7043

高額な外来診療を受けている方の負担を軽減するため、自己負担額の年間上限の制度（外来年間合算）を設けています。対象となる世帯には、支給申請書を2月中に郵送します。

○支給対象 基準日（令和2年7月31日）時点で高額医療費の自己負担限度額が一般区分または低所得区分に該当する70～74歳の方

○支給額 計算期間（令和元年8月1日～令和2年7月31日）の外来診療区分の医療費（治療用器具を含む）の自己負担額を個人単位で計算し、合計が14万4千円を超えた場合に、超えた額を支給

※月ごとの高額療養費に該当している場合は、そのうち外来診療分としてすでに該当した自己負担額を差し引いて計算します。

○持ち物 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバー（個人番号）カードなど）、世帯主のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの、市が

就労準備定例相談会

担当 生活援護課

☎046(252)8566
FAX 046(252)7043

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行うため、次の通り相談会を開催します。

※本人以外でも参加できます。

○とき 2月9日（火）
午前10時～午後3時

○ところ はたらつく・ざ

ま（相武台1-35-6 三裕ビル2階）

○費用 無料

○申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ

○問い合わせ先 はたらつく・ざま ☎046(20)7624 FAX 046(204)7625

男女共同参画講座 就職・再就職を目指す 女性のためのパソコン講座 （エクセル編）

担当 広聴人権課

☎046(252)8087
FAX 046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp

就職・再就職を目指す女性を対象としたパソコン講座を開講します。エクセル（入門）について実際にパソコンを操作しながら学びます。

○対象 キーボードの日本語入力、マウス操作（コピーアンドペースト操作など）ができる市内在住者

○定員 ①②各6人（申込順）

○と き 3月13日（土）

①午前9時～正午②午後1時～4時（①②は同内容）

○参加費 無料

○申込方法 3月12日（金）までに電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

○ところ 市役所3階3-1会議室



（一財）神奈川県教育福祉振興会指定 （一財）神奈川県教育会館指定
（一財）神奈川県厚生福祉振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定
許認可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令第131号

相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで
大好評
受付中

1.0㎡ 施工例
お手頃価格
墓地使用料
墓石工事代
95万円^{税別}より

年間管理料（別途）が安心価格の2,200円

公益法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2
石材センター 営業時間 8:30～17:00（水曜定休）